

平成24年度 第3回市川市史編さん委員会

日時:平成25年 3月27日(水)

18時00分から20時00分

場所:市役所本庁舎 3階 第1委員会室

会議次第

開 会

議 題

1. 執筆要項（案）について
2. 第6巻の執筆細則（案）について
3. 継続審議事項について
通史編および年表について

閉 会

【報告および連絡事項】

1. 報 告
調査編集作業の進捗状況について
2. 連絡事項

配布資料

- 資料 1. 執筆要項（案）
- 資料 2. 第6巻執筆細則（案）
- 資料 3. 著作権法関連条文資料 ※参考資料
- 資料 4. 著作権譲渡等関係資料 ※参考資料

平成 年 月 日 決定

この要項は、市川市が発行する市川市史を執筆するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 基本原則

「市川市史編さん基本方針」および「市川市史編さん基本計画」に則り、執筆すること。

2. 文章表記

（１）文体は平易な口語体とし、「である」調とする。

（２）本文は原則として常用漢字を使用し、現代かな遣いによること。ただし、固有名詞はこの限りではない。

（３）年号は西暦とし、特に必要な場合は、西暦と元号を併記する。

例）2012（平成24）年

（４）引用は「 」によって示すこととする。長文におよぶ場合は、改行して全体を二文字下げで記載する。

（５）原則、注釈注は付けない。引用注の場合は、本文中に表記すること。

例）『国分小学校学校沿革誌』の1900（明治32）年10月20日の条には、…中略…という記述がある。

例）小岩・市川関所を含むこれらの関所は、…中略…位置付けられていた（『諸国御関所覚書』）。

3. 図・表の掲載

図・表は一図、一表ごとに別紙に書き、本文とは別に一括して添えること。図・表ごとに通し番号をつけ、それぞれにタイトル、説明並びに出典等をつけ、本文原稿の欄外に挿入箇所を明記すること。

4. 既存の出版公表物等からの転載

執筆者は、既存の出版公表物等から写真・図版類を転載する場合は、（様式1）を映像文化センターに提出すること。像文化センターは、提出された様式の内容に基づき、転載にかかる著作者および著作権者の許諾を得ることとする。

5. 協力機関・協力者の表記

協力機関および協力者については、巻末に一覧を掲載する。

協力機関および協力者がある場合は、本文中に謝辞等を記載せず、機関名・氏名の一覧を映像文化センターに提出すること。

6. 原稿の提出

（１）提出方法

原稿は、文字・写真・図版のいずれについても原則電子データとし、締切日までにファ

イルデータを記録したメディアと印字した原稿を提出すること。ただし、図版類のうち電子データ化が難しいものについては事務局に申し出ること。また、転載資料がある場合は、様式1をあわせて提出すること。

(2) 提出先

〒272-0015 千葉県市川市鬼高 1-1-4 市川市生涯学習センター2階
市川市映像文化センター 市史編さん事業担当

6. 原稿の取り扱い

原稿提出後、巻ごとに調査編集委員による編集作業を行う。調査編集委員は、巻全体の統一性および市川市史全巻における当該巻の位置づけ等を考慮し、原稿内容の確認、調整、表記の統一等を行う。また、この過程において、執筆者に原稿の修正等を依頼する場合がある。

7. 校正

制作業者に入稿後の校正は執筆者が行うが、最終校正は調査編集委員が行う。

8. 著作権および著作者人格権について

市川市史に掲載することを目的に作成した著作物にかかる著作権（財産権）のうち執筆者に帰属するものは、原則、市川市に譲渡する。また、著作者人格権についても一定の制限を受けることを了解する。

9. その他

各巻の内容、構成、執筆にあたっての留意点、表記等の統一化の目安を図るために必要となる事項など、この要項に定めのない事項については、巻ごとの執筆細則に定めることとする。

※ 網掛け部分は前回からの修正点です

【問い合わせ先】

市川市 文化国際部 映像文化センター 市史編さん事業担当
電話 047-320-3334 ※月曜日（祝日の場合は翌平日）休館

(様式1)

平成 年 月 日

市 川 市 長

氏 名 _____
住 所 _____

電話番号 _____
メールアドレス _____

写真・図版類の転載について（依頼）

市川市史の編さんにかかる原稿の執筆について、下記出版公表物の一部を転載いたしたく、版元への申請を依頼します。

記

1. 出版公表物の名称

2. 編著者

3. 該当箇所

(1) 該当頁

(2) 行および番号等

※ 使用希望箇所を示した該当頁および奥付のコピーをご提出ください

4. 発行者

(1) 発行者名

(2) 住 所 〒

5. 出版社名

(1) 出版社名

(2) 住 所 〒

(様式2)

平成 年 月 日

様

写真・図版類の御著書よりの転載について（依頼）

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、私は市川市より市川市史の原稿執筆を依頼されました。

つきましては、同書に、 様の御著書の一部を下記のとおり転載させていただきたく、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。版元の承諾はすでに得ております。

なお、転載に際しましては、出典を明示いたします。

ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、同封の葉書にてご返信いただければ幸いです。

敬具

執筆者氏名

印

記

1. 転載先

(1) 名 称

(2) 刊 行 年 月 刊行予定

2. 転載元

(1) 出版公表物名

(2) 刊行年月日

(3) 編著者名

(4) 該当箇所

該当頁：

行および番号等：

(5) 発行者名

(6) 出版者名

市川市史第6巻 自然とその変遷 執筆細則（案）

2013. 3. 3

1. 基本原則

「市川市史執筆要項」に則り執筆することとします。

2. 本冊体裁

B 5 判、オールカラー、約 400 ページ。動植物目録はCD（DVD）。

また、紙メディアのほかに全体を電子版としと電子メディアの発刊も視野に入れています。

3. 原稿

① A 4 横書き、1 ページ約 1400 字、ワープロ打を原則とします。

② 写真や図版、表は電子メディアでの提出を希望します。

a. 電子メディアでない図版の場合は、黒インクで書き完成したものとし、図中に文字を入れる場合は、図をコピーし、そこに文字をいれ、図の下に図版番号とタイトルを記し、原図と共に提出します。

b. 写真を電子メディアで提出の場合 JPEG か T I F をお願いします。電子メディアで提出できない場合は編集担当者と相談してください。

c. 上記のように提出の写真や図版、表には番号とタイトルを記し、別紙に図版・表番号、タイトル、キャプションを付けます。写真の場合は撮影日時と場所も入れてください。なお、著者以外の撮影写真の場合は撮影者の氏名を記します。

d. 写真、図版、表の掲載位置と大きさは原稿の行間に朱書きします。編集の都合で希望通りにならない場合があります。

③ 引用文献 本文中に引用した文献がある場合

例 「・・・である¹⁾。」なお、上付きができない場合は「・・・である1)。」とします。そしてその節の終わりに文献名を記します。文献記録の詳細は5を参照ください。

④ 原稿締め切り

平成 26 年 12 月末日。

4. 文章の表現

① 固有名詞、学術用語の読みにくいものには用語の直後に（ ）でひらがなのルビ（ふりがな）をつけます。

② 接続詞、副詞、助動詞、代名詞の類のうち、次のような語はかな書きにします。

例 あたかも（恰も） あるいは（或いは） いう（云う・言う） いえども（雖も） いずれ（何れ） いったん（一旦） いわゆる（所謂） おいて（於いて） かつ（且） この（此の） しばしば（屢） その（其の） ただし（但し） たち（達） たちまち（忽ち） たい（仮令） たぶん（多分） ため（為） だれ（誰） ちょど（丁度） ちょっと（一寸） できる（出来る） なお（尚） など（等） もちろん（勿論） やや（稍） ら・など（等） わたって（亘って）、など。

③ 文字の反復

かな：文字を反復して書き、“ゝ、ゞ” 記号は使いません。例 つづく、それぞれ、いろいろ。
漢字：“々” の記号を使います。例 人々、国々。

④ 分かりにくい字句などには、その文字の後に（ ）で説明書きをいれます。後に字句の説明

欄を作るために使用します。

⑤ 地名・団体名など

- a. 旧地名の場合は現在の市町村の名称を（ ）内に記します。例 八幡町（現市川市）
- b. 読みにくいと思われる場合はふりがなを付けます。例 北方（ぼっけ）、北方（きたかた）、稲荷木（とうかげ）、など初出時に付けます。
- c. 市川市のことを述べる場合 “市川市は”、“市川市では” などとします。“本市” とはしませんが、文の直近（同一文）にある場合はその限りではありません。千葉県も同様です。
- d. 団体名・法律名など 初出時には正式名称を記し、その後に（ ）内に略号を記します。以降略号を使います。

例 「市川市自然環境保全再生指針」（以下、保全再生指針）、「市川市自然環境研究グループ」（以下、研究グループ）、市立市川自然博物館（以下、市川自然博）。

⑥ 生物名

標準和名をカタカナで記します。和名がない場合や特別に必要なを認めた場合は学名（属名・種小名）、植物の場合雑種名を記します。学名は巻末の生物目録（CD版）につきます。

なお、本文中の学名は、初出の場合は属名は約さず全て記新しますが、2度目からの場合は属名はその頭文字を記すだけとします。イタリックにする、しないに関係なくアンダーラインを引きます。例 Plautia crossota stali（亜種名があれば記す）、次出はP. crossota stali

⑦ 句読点や数量

その他の表記については執筆者におまかせしますが、次のような表記のしかたを編集の基準としますので、あらかじめ了解してください。

- a. 句読点、記号など 句読点は“、”と“。”を使います。
- b. 並列、言葉の区切りなどの場合は“・”を用います。例 時間的・空間的広がり 中山町・八幡町。複合語・連語や固有名詞をかなで表記するとき 「ギブ・アンド・テイク」、「チャールス・ダーウィン」。
- c. 数字は原則として算用数字を用い、3桁ごとにカンマ（,）をいれますが、年号には入れません。1桁は全角で、2桁以上は半角で入力します。漢字として名称を表す場合はその限りではありません（四方八方、数十種、など）。本文中では 1 万 5 千年など大きな数字はこのようにします。
- d. 分数は 1／4、1／30 のようにします。
- e. パーセントは全角の“％”をもちいます。例 5％、10.3％。
- f. 数の幅を表記す場合は“～”をもちいます。例 5～10kg、～30m、1995～99 年。
- g. 単位は原則として SI 単位系（国際単位系）とその記号を使います。
例 m、km、kg、m²、℃、°。例 15m、2 kg、34℃、仰角 9°。
- h. ほかの記号 本文中には、am、pm、♂、♀、3 exs. は使わず、午前、午後、雄、雌、3 個体などとしています。

5. 文献

① 引用文献

- a. その節の終わりに次のように付けます。

- ・ 定期刊行物（雑誌） 節番号） 著者名（西暦年）タイトル、誌名（巻）号：引用ページ.
- ・ 書籍 節番号） 著（編）者名（西暦年）タイトル、書名：引用ページ，発行所.

例 5-1) 山崎秀雄・宮内博至 (2012) 千葉県市川市域の江戸川河川敷の昆虫. 市史研究い
ちかわ (3) : 51.

b. 図や表などはキャプションに引用番号を記します。

c. 文献中では句読点は“,”、“.”を使います。

② 参考文献は重要度の高いものを選んで記録します。

③ 引用文献、参考文献とも本編では巻末にまとめて記載されます。

6. 謝辞

お世話になった方々への謝辞は本文中には入れません。巻末にまとめて示しますので、本文とは別に記します。

7. 動植物種リスト

① CD (DVD) におさめます。

② 和名を先に、学名をその後に記します。学名は原則として著者名を入れます。

「市川市自然環境実態調査報告書 2002・2003」の目録を利用し新しい知見がある場合は訂正します。

著作権法

発令：昭和45年5月6日法律第48号

最終改正：平成24年6月27日法律第43号

改正内容：平成24年6月27日法律第43号〔平成24年10月1日〕

○著作権法

（氏名表示権）

- 第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。
- 2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。
- 3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。
- 4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。
 - 二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。
 - 三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

（同一性保持権）

- 第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
- 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
 - 二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
 - 三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変
 - 四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

第三款 著作権に含まれる権利の種類

（複製権）

- 第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

（上演権及び演奏権）

- 第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」

という。) 上演し、又は演奏する権利を専有する。

(上映権)

第二十二條の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

(公衆送信権等)

第二十三條 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(口述権)

第二十四條 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五條 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六條 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(譲渡権)

第二十六條の二 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

二 第六十七條第一項若しくは第六十九條の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

三 第六十七條の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(貸与権)

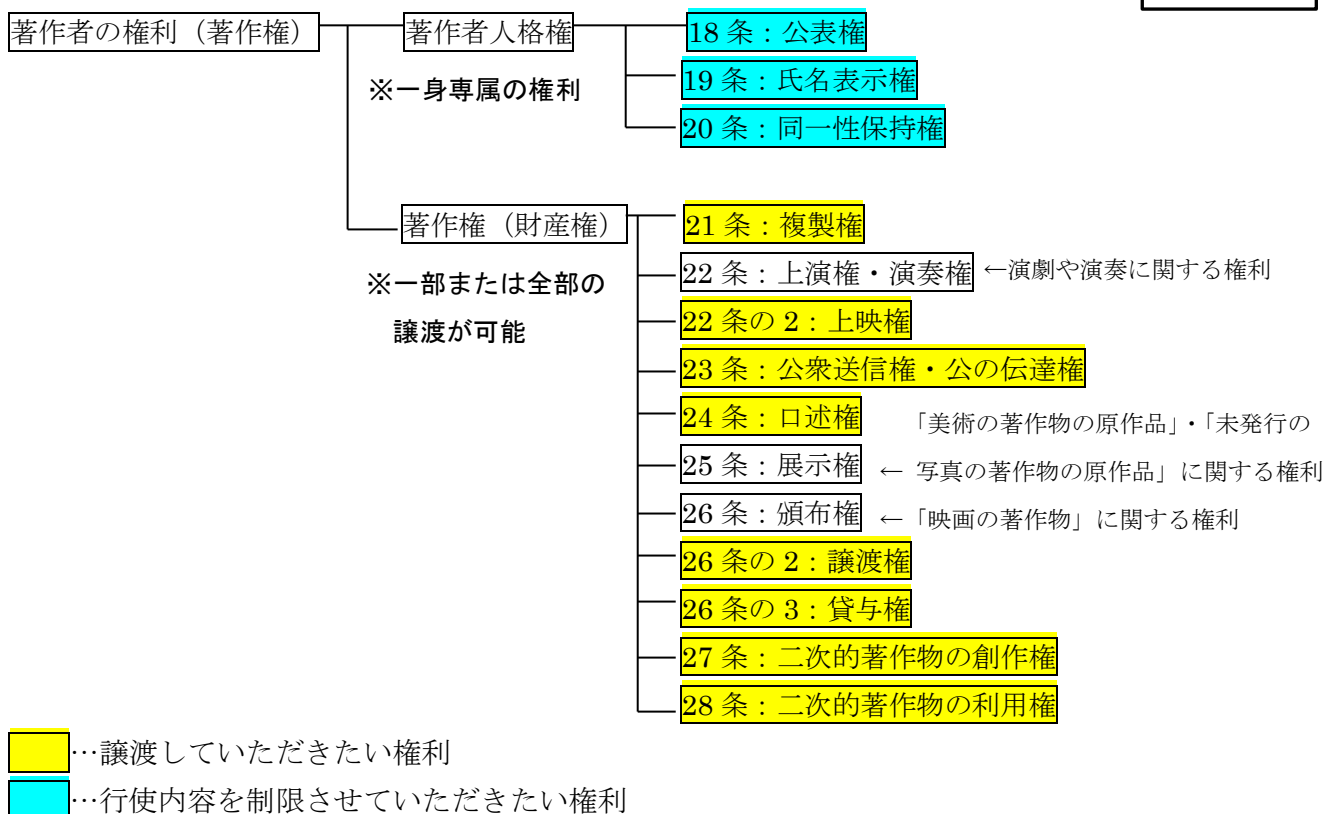
第二十六條の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七條 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)

第二十八條 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。



著作権とは…

自己の著作物を他人が利用することについて許諾又は拒否する権利。

著作者に経済的利益を得る機会を保障するために認められた権利。

著作者人格権とは…

著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利。

著作者の人格的な利益を保護するために認められた権利。

「市川市史」の編さんにかかる著作権の考え方：

市川市史を市の公有財産とし、市川市史の無体財産権（区分：著作権）を市が有することが可能となることを前提としています。

※ 既刊「市川市史」・「図説 市川の歴史」は市が無体財産権を有する公有財産となっています

※ 著作権（財産権）が市川市に帰属しない（市川市が「著作権者（著作権を持つ者）」ではない）場合、以下のような事態が想定されます

○第三者（例えば出版社）が「市川市史」の複製やインターネット上での公開などを希望する際に、市川市がその許諾をすることができず、著作権料の請求もできない。

※ 前回「市川市史」は吉川弘文館と、「図説市川の歴史」は市川市文化振興財団と出版契約を結んでおり、著作権料が市川市に支払われている。

○第三者が「市川市史」を勝手に複製し有料頒布した場合に、市川市が著作権者でなければその第三者に対抗することができない。